

がんばる県民共働グループ応援事業募集要綱

[応募締切：令和元年7月31日（水）]

[事業実施期間：令和2年3月までに実施]

1 事業目的

地域に人を呼び込み、地域の活力を維持・発展させていくため、地域の祭りや暮らし体験会などを通じて住民と地域外の方との交流等を行う地域の小規模な団体やグループを支援することを目的とする。

2 補助対象事業者

次の基準をすべて満たす県内に本拠を置く団体（任意団体やグループを含む）。ただし、これまで当補助金を受けていない団体・グループを優先する。

- ア 概ね40歳以上のメンバーが中心となって活動し、概ね3年以上の活動実績がある団体
- イ 事業を確実に遂行し、個人情報適切に管理する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- エ 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと
- カ 営利活動を目的としていないこと

3 補助対象事業

交流人口拡大を目的に、団体が行う①および②のいずれにも該当する事業とする。ただし、他から補助金・助成金等を受ける事業は除く。

- ① 事業を実施しようとする地域に地域外の方を招いて、地域の良さや伝統行事などを題材に地域外の方と交流等を行うこと
- ② 新規に取り組む事業であること。または、従前からの事業の場合は、新たな取り組みを加えて実施すること

4 補助に関する留意事項

(1) 補助基準額

補助額は、補助対象経費に要する額の1/2以内とし、上限補助額は下記の①または②とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

- ① 通常交流枠 上限補助額 10万円
年度内(令和2年3月31日までの期間)に1回以上の交流等を行う事業を対象とする。
- ② 継続交流枠 上限補助額 40万円
年度(令和2年3月31日までの期間)内に2日以上交流等を行う事業を対象とする。
ただし、このような事業であっても、通常交流枠での申請を妨げない。

(2) 補助事業期間

交付決定の日から令和2年3月31日までに実施され、完了する事業とする。

(3) 補助対象経費

事業の実施に必要な広報費などの事業費、事務費、その他本事業の実施に必要な経費を補助の対象とする。(別表1)

別表1

区分	補助対象の例
事業費	イベントの広報費、イベントで使用する原材料費 コーディネーター謝礼、会場使用料など
事務費	資料購入費、消耗品など

※1 対象外経費は以下のとおりとする

- ①補助事業に要したことが明確にできない経費（ガソリン代、電話代など）
- ②備品購入
- ③実施団体構成員への謝礼・旅費の支払い
- ④事業目的を達成するために必要と認められない食糧費
- ⑤補助金交付決定日以前に執行（契約締結、経費の支払い等）した経費

※2 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、県民活躍課に事前に協議し、了承を得ること。

(4) その他

- ア 虚偽の申請・報告を行った場合には、補助金の返還を求める。
- イ 必要に応じて、活動計画について説明や追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された書類は、返還しない。
- エ 事業内容の大幅な変更がある場合、または中止の場合は事前に承認を受けること。
- オ 事業報告の際には活動状況が分かる写真等を併せて提出すること。
- カ 補助金は、事業完了検査後に支払うこととする。
- キ 補助金の交付決定後、参加者を募集した結果、参加者が予定数を大幅に下回る場合、または参加者が集まらず事業を実施できない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。この場合において、参加者募集に要した経費について、補助は行わない。
- ク 実施団体は、事業内容等について、ふくい県民活動・ボランティアセンター情報誌や県が運営するホームページ等への掲載、イベント等による発表などについて、協力いただけること。

5 申請手続き

(1) 募集期間

令和元年7月31日（水）まで

(2) 募集実施団体数

7団体（通常交流枠6団体、継続交流枠1団体）程度

(3) 提出書類

- ア 令和元年度がんばる県民共働グループ応援事業補助金交付申請書
- イ 団体概要調（別紙1）
- ウ 誓約書（別紙2）
- エ 事業計画書（別紙3）
- オ 収支予算書（別紙4）
- カ 県税の納税状況についての同意書（別紙5）
- ク 地方消費税の納税証明書
- キ 債権債務者登録申請書（別紙6）

(4) 提出部数

1部（提出された書類は返却しません）

(5) 応募書類提出先

福井県地域戦略部県民活躍課 県民・若者活動支援グループ
（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
（TEL）0776-20-0237
（FAX）0776-20-0632
（E-Mail）kenkatsu@pref.fukui.lg.jp

6 補助対象事業の交付決定

申請書類をもとに、県が事業内容、事業実施の実現性や、交流人口の規模、期待される効果等を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書により実施団体に通知する。

7 事業の結果報告

実施団体は、事業完了日から30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに別に定める実績報告書により、実施状況を報告することとする。